

タイからの研修生の受入れ事務所募集

——日本・タイ建築設計実務交換研修事業——

(一財) 国際建築活動支援フォーラム

理事長 小倉 善明

急速な少子高齢化が進行し、人口減少社会に直面しつつある今日、建築界も活動舞台を大きく世界に広げ、特に若い建築家の海外における活動促進が急務となっています。

こうした課題への対応のひとつとして、日本建築家協会とタイ王立建築家協会は、「建築設計実務交換研修事業」を実施することとしました。

それぞれの国の若手建築家を相互の建築事務所に受入れ、異文化の中で実務経験をさせようとするものです。

本年は、日本及びタイは、それぞれ3名の研修生を受け入れることにしています。

つきましては、タイからの研修生を約1年間受入れていただける我が国の建築事務所を募ります。

受入れ条件は別記の通りです。奮ってご応募くださいますようお願い申し上げます。

なお、募集締切りは2013年4月30日とします。

後援：日本建築家協会・日本建築学会・日本建築士会連合会・日本建築士事務所協会連合会・日本建設業連合会

問い合わせ先：

(一財) 国際建築活動支援フォーラム

〒150-0001

東京都渋谷区神宮前 2-3-18 JIA 館 5階

担当：吉田

電話：03-5411-7271

Fax：03-5411-1182

備考：この件のお問い合わせは、

月～火 10時～17時をお願いいたします。

【別記】 タイからの実務研修生受入れ建築事務所 募集要領

1. 趣旨	<ul style="list-style-type: none"> 我が国の若手建築家の海外における実務経験修得の機会として、2013年度タイとの交換研修事業を実施します。 これに伴い、タイからの我が国への研修生を受入れしていただける建築事務所を募集します。
2. 受入れる研修生の資格	<ul style="list-style-type: none"> 受入れるタイからの研修生は、タイ王立建築家協会加盟の建築事務所に属し、同協会の推薦する者です。 年齢は30歳未満、2～3年程度の実務経験のある者。 日本での実務現場での研修可能な程度の会話能力と職歴を持ち、タイ国籍を有する者。
3. 事務所の受入れ条件	<ul style="list-style-type: none"> 我が国側の受入れ者は合計で3名とし、各事務所では1名ずつ研修していただきます。 研修期間は、原則1年間とします。 受入れに伴う滞在経費は、月額10万円を受入れ事務所の負担とします。居室借り上げの経費は、別途JSBが助成をします。 受入れ事務所における実務研修は、一定の計画に基づき効果的に実施されるものとします。
4. 日程	<ul style="list-style-type: none"> 応募期間 3月4日～4月30日（必着） 選考書類審査 5月上旬 決 定 5月下旬
5. 申込方法	<p>「申込書」を下記団体のサイトからダウンロード後、必要事項を記入し、下記送付先まで郵送またはFAXにてお申込みください。（4月30日必着）</p> <p>日本建築家協会 http://www.jia.or.jp/ 日本建築学会 http://www.aij.or.jp/ 日本建築士会連合会 http://www.kenchikushikai.or.jp/ 日本建築士事務所協会連合会 http://www.njr.or.jp/ 日本建設業連合会 http://www.nikkenren.com/</p> <p>申込書送付先 〒150-0001 東京都渋谷区神宮前2-3-18 JIA館 （一財）国際建築活動支援フォーラム 担当 吉田 TEL 03-5411-7271 FAX 03-5411-1182</p>
6. 備考	<ul style="list-style-type: none"> 事務所の受入れ条件は、3の通りとしますが、他の方法による場合は、個別に協議に応じます。